

社会福祉法人寿考会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿考会(以後法人という)の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 役員外の評議員選任・解任委員を役員に準ずる法人の業務委嘱者とする。

3 報酬は、法人と委嘱関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われる。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所の運営業務にあたったときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 業務執行理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたったときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたったときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

4 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたったときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

5 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営のための業務にあたったときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人及び事業所の運営業務のため出張するときは、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第6条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定に

より運営業務に従事した時は、理事会及び評議員会に関わる別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。

- 2 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務と重複しての報酬及び実費弁償費は支給しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	費 用 弁 償 費
理事会	日額 10,000円	交通費等実費額。ただし、車両の場合は次のとおりとする。 片道距離・往復額 2km 未満・0円 2km～ 5km 未満・220円 5km～ 10km 未満・380円 10km～15km 未満・600円 15km 以上・600円に1km毎に40円を加える
評議員会	日額 15,000円	

別表2

名 称	報 酬	費 用 弁 償 (日額)
理事	日額 10,000円	交通費等実費額。ただし、車両の場合は次のとおりとする。 片道距離・往復額 2km 未満・0円 2km～ 5km 未満・220円 5km～ 10km 未満・380円 10km～15km 未満・600円 15km 以上・300円に1km毎に40円を加える
評議員	日額 15,000円	
監事	日額 20,000円	
評議員選任・解任委員	日額 10,000円	

別表3

旅 費	宿泊費(上限日額)	報酬(日額)	そ の 他
実 費	1泊 15,000円	日額 10,000円	実 費